

令和5年度 第1回村上市環境審議会 会議要約

- 1 開催日時 令和5年12月19日(火) 午前10時から午後0時まで
- 2 開催場所 村上市役所5階 第5会議室
- 3 出席委員 梅田委員、佐藤(巧)委員、富樫委員、遠山委員、小池委員、齋藤委員、高橋委員、佐藤(克)委員、菅原委員、小野委員
- 4 欠席委員 石崎委員、岩浪委員、伴田委員、本間委員、鈴木委員
- 5 出席職員 環境課：阿部課長
環境政策室：大滝課長補佐、中村主査、小野主査
生活環境室：本間課長補佐、小野寺係長
- 6 会議次第及び会議要約 別紙のとおり

令和5年度 第1回村上市環境審議会

日時：令和5年12月19日(火)午前10時
場所：村上市役所5階第5会議室

次 第

1 開 会

2 正、副会長の選出

会 長 梅田 久子

副会長 佐藤 巧

3 あいさつ

4 報告事項

- (1) 第2次村上市環境基本計画令和4年度進捗状況について……資料1(別紙1～3)
- (2) 令和4年度村上市の環境状況について ……資料2

5 協議事項

- (1) 村上市脱炭素計画(案)について ……資料3

6 その他

7 閉 会(副会長)

<資 料>

- ・次第
- ・委員名簿、座席表(当日配布)
- ・資料1・・・第2次村上市環境基本計画令和4年度進捗状況報告書
 - ・別紙1 令和4年度環境基本計画環境指標の進捗状況
 - ・別紙2 令和4年度環境基本計画環境施策の評価一覧
 - ・別紙3 第2次環境基本計画の評価基準の見直しについて
- ・資料2・・・村上市環境の状況報告書 令和4年度版
- ・資料3・・・村上市脱炭素計画(案)概要版

(当日追加資料)

- ・追加資料1 令和5年度第1回村上市環境基本計画等進捗管理委員会での意見
- ・追加資料2 環境審議委員から事前にいただいた意見と市の考え方
 - ・追加資料別紙1 令和4年度の取り組み内容修正案

会議要約

1 開会（午前10時00分）

事務局： 定刻になりましたので、只今から令和5年度第1回村上市環境審議会を開催させていただきます。

今回は委員改選後、初めての会議となりますので、名簿番号順に自己紹介をお願いいたします。

（各委員自己紹介）

事務局： ありがとうございます。

本日都合により、名簿5番の石崎委員、名簿7番の岩浪委員、名簿10番の伴田委員、名簿14番の本間委員、名簿15番の鈴木委員から欠席の連絡をいただいております。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

（事務局自己紹介）

事務局： また、本日は、村上市脱炭素計画の策定を委託しております、東京理科大学インベストメント・マネジメント株式会社の方にも出席いただいております。

事務局： ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。委員総数15名のところ、10名の出席でございますので、村上市環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありますので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

2 正、副会長の選出

事務局： それでは 次第2 正、副会長の選出 に移ります。村上市環境審議会規則第2条に会長、副会長各1名を、委員の互選により定める。とされております。会長、副会長への立候補、または、ご推薦はございませんでしょうか。

（立候補、推薦無し）

事務局： 立候補、推薦がないようですので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。

（異議無し）

事務局： 事務局案としましては、会長に梅田 久子 委員、副会長に佐藤 巧 委員に引き続きお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

（異議無し）

事務局： ありがとうございます。

それでは梅田会長、佐藤副会長、は前の席にご移動願います。

3 あいさつ

事務局： それでは、就任のあいさつを一言ずつお願いいたします。
はじめに梅田会長からお願いいたします。

会 長： 会長を務めさせていただく梅田です。よろしく申し上げます。昨年まではコロナ禍の影響で環境フェスタが開催できず中止が続いていましたが、今年は5年ぶりに環境フェスタが開催され、久しぶりに村上市内の企業とか、環境活動されてる方のブースなども見ることができて勉強になりました。

また、今年の8月豪雨の関係で、特に漁業関係が非常に大きな被害を受けたということで、気候変動、地球温暖化の影響が気になるところです。皆さん大変な思いをされていると認識しております。少しでも村上が元気になれるように何かお役に立つことがあれば市民も一緒になって活動できればと思っています。

今回引き続き会長を務めさせていただきますが、皆さんと一緒に色々な審議を進めて参りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。続きまして、副会長お願いいたします。

副会長： 副会長を拝命しました佐藤巧と申します。会長を補佐していくように、一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局： ありがとうございます。それでは、これ以降の進行につきましては、会長に議長として進行をお願いいたします。

4 報告事項

(1) 第2次村上市環境基本計画令和4年度進捗状況について

会 長： それでは、次第4 報告事項 に入らせていただきます。(1) 第2次村上市環境基本計画令和4年度進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局： (「資料1 令和4年度進捗状況報告書」及び「別紙1 令和4年度環境基本計画 環境指標の進捗状況」、「別紙2 令和4年度環境基本計画 環境施策の評価一覧」、「別紙3 第2次環境基本計画の評価基準の見直しについて」、「追加資料1 令和5年度第1回村上市環境基本計画等進捗管理委員会での意見」に基づき報告後、「追加資料2 環境審議委員から事前意見と市の考え方」の進捗状況部分について報告及び回答。)

会 長： ただいまの報告について委員のみなさまからご意見・ご質疑をお願いします。

委 員： 進捗評価の表記や評価基準の見直しについては、見直された分、今までより見やすく、わかりやすくなったと思います。環境基本計画等進捗管理委員会では、意見などは出たのでしょうか。

事務局： 先週12月14日に進捗管理委員会を開催させていただき、同様の説明させていただきました。委員会内では特にこの件について見にくい、わかりづらいなどというご指摘はございませんでした。

委員：私の方で現状維持の考え方について事前意見を提出させていただきましたが、例えば市民への周知とか啓発活動というのは、手法を変えたことで効果が出たという結果であれば、よい評価になると思いますが、これまでと同じように呼びかけをしているという程度の施策もあると思います。また、具体的に取り組みを打ち出せていないというような施策もあると思います。そういう取組も今回の評価中に見受けられるように思いました。

例に挙げた市民への呼びかけなどは、それが良い状態であるのか、不十分な状態であるのか非常に評価しづらい取組かと思えます。市民に呼びかけをします、市民にこういうPRをしますという取組自体はよいと思いますが、市民の受け方がどうなのか、それに対する対応は十分なのか、足りているのか、評価にあたってそういう視点がいないため、現状維持という評価基準も必要でないかと提案させていただきます。

事務局：委員のご指摘もとてもだと思えます。今回、別紙3に記載させていただいている考え方で3段階評価に見直しをさせていただきましたが、委員の意見を踏まえまして、市民への周知の取組などの評価については再度検討して、よりわかりやすい形にさせていただければと思います。

(2) 令和4年度 村上市の環境状況について

会長：つづきましては、報告事項の(2) 令和4年度 村上市の環境状況について事務局から説明をお願いします。

事務局：（「資料2 村上市の環境状況報告書 令和4年度版」に基づき報告）

会長：ただいまの報告について委員のみなさまからご意見・ご質疑をお願いします。

委員：資料の8～9ページに記載の高根川関連の水質調査の部分で質問があります。8ページの下段に記載している高根大橋の9月の大腸菌の数は890となっています。次に9ページの下段に、昭和橋のデータがありますが9月の大腸菌数は48です。高根大橋は昭和橋より上流に架かっている橋です。普通であれば、下流の方が大腸菌数は増加すると認識しています。なぜこのような逆転現象が起きているのか、また、これは一時的なものなのか、村上市としての見解を教えてください。

事務局：まず、同じ9月のデータではありますが採取は別の日におこなっています。そのうえで河川の水質調査における大腸菌数は、採取する際の天候や温度などその時の状況により1, 2桁のばらつきが発生する可能性がある数値だと認識しています。9月だけ突出しておりますが、他の月に関しては低い値で推移していることから、市としては現時点では問題はないという見解でございます。

委員：13ページ「1 悪臭の現状」の記載に対する意見ですが、「解決が非常に困難」、「対応に長期間を要する」、「感覚公害」と記載していますが、市の立場としてそのような考え方で本当にそれでよろしいでしょうか。

私は鶏小屋のすぐ近く住んでいますが、数十年間悪臭に悩まされています。中には若い夫婦がここでは住めないと引越し、後継ぎがいなくなるというお宅も数件ありました。持続可能と非常に反するようなことだと思います。

その業者が鶏糞を乾かす過程で発生する粉塵が周囲数キロ範囲に舞っており、木々の色も立ち枯れのような色になっています。地元住民の立場からすれば、改善する気が無いように感じます。

つまり、報告書に書いてあるような状況とは全然違います。報告書の記載は、現実を見ていないと思います。養鶏場の周辺の林がどうなってるか、川がどうなってるかご覧になったことありますか。

事務局： 委員がご指摘の地区の悪臭問題につきましては、事業者を交えた懇談会にも参加をさせていただいているところでございます。また、区長を通じて集落からご意見をいただいた際には、すぐに事業者に連絡し、状況と今後どのような対応するのか検討してもらい、それを随時区長にフィードバックするという形で対応をさせていただいております。

水質関係の調査につきましても、県と検討の上、調査地点を増やして対応しております。

ご指摘の報告書内の悪臭問題の記載に関しては一般的な話として記載しておりますが、市として事業者を野放しにするという意味ではなく、ご指摘の地区の悪臭問題に関して言えば、当該事業者と公害防止協定を締結し、事業者と市の両方で臭気測定を行い、測定の結果臭気指数を超えていれば直接事業者に指導する体制をとっています。

委員： 昨年の審議会で、まず市に会議に参加していただきたいと発言しましたが、その後環境課の方に夜や日曜日など勤務外の時間も含め、会議に参加していただきました。そのおかげもあり、いくつかの測定値の情報などを、区長にはその都度提供されており、そういう点では非常に感謝しています。ただ問題は、その事業者がそれを受けて、前進したかというところと全然していないということです。のりくらしとしていて、前向きに頑張るといって姿勢が見られない状態です。市との公害防止協定により、過去のデータがあるということです。そのデータも全部教えて欲しいと思いますし、またそれらのデータも精査して、もう一度その事業者と協議したいと考えています。

最後に、県が住民の立場に立ってないと感じています。住民と県の話合いの内容がみんな事業者の方に筒抜けで、今のところ事業者の方に住民の意思を伝えて指導するという姿勢がないと感じます。その中であって、市側もいろいろ苦慮されてると思いますが、これから成果が出るようにお互いに力を合わせて頑張っていきたいです。

まとめると、私の地区の悪臭問題はこの報告書に書いている様な状況ではないという事です。改善する気のない事業者に対しどうやってやる気を出させるか、そんなところから知恵を貸していただきたいですし、もうちょっと力を貸して欲しい、頑張ってもらいたいと感じています。

会長： ただいまの件は住んでいる方も大変な思いをされてると思います。市にも状況判断をさせていただいて、集落の方の代表である区長や住民の方に理解していただけるよう努めていただきたいと思います。貴重な意見をいただいておりますので、市としても対応の検討をお願いしたいと思います。

5 協議事項

会長： 次第5 協議事項 に入らせていただきます。

(1) 村上市脱炭素計画（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局： （「資料3 村上市脱炭素計画（案）概要版」に基づき、計画内容について説明後、「追加資料2 環境審議委員から事前意見と市の考え方」の脱炭素計画（案）部分について報告と回答。）

会長： ただいまの説明について委員のみなさまからご意見・ご質問をお願いします。

委員： 「6 森林吸収量の拡大」部分について、森林からの二酸化炭素吸収量目標を達成するためにはどれだけの主伐後の再造林や間伐を行う必要があるのかももう少し分かるように記載いただきたいと思います。

事務局： 目標設定にあたっては具体的な根拠のもと定めておりますが、今回お示しした概要版では省略しておりました。計画の本編ではきちんと記載する予定であります。概要版につきましても、委員からご指摘のあった部分も含め、わかりやすく表示するよう修正を行いたいと思います。

委員： 去年大きな水害がありました。なぜ水害が起こったのだろうと考えるとどうしても地球温暖化が関係してくると思います。そういった中で、水害を経験した村上市がどうやって今後脱炭素の取組を進めていくかが重要になってくると思います。

企業や事業者にとっては、今後どのようにCO₂削減に取り組んでいくかが大きな課題になってくると思いますし、子供たちに脱炭素の取組を村上市がしているということを知ってもらうことも重要だと思います。更なる理想としては、他の自治体から村上市はすごい取組をしていると関心が向くレベルの市になることを期待します。

追加資料2で、市民への周知方法としてホームページと書いてありますが、例えば小さな子供やお年寄りの方がホームページを見に行くことは少ないと思いますので、もっと別な周知方法も検討すべきではないかと思います。

委員： 私は長年、県や市に講師登録をして、省エネ、地球温暖化、食の問題など色々なテーマで、それぞれ20年近く県内や村上市内を回っています。回って話をすると感じますが、温暖化、省エネについては皆さん気にしています。ただ、ここ最近はその機会が非常に少なくなってきていると感じています。市には学校の授業や、市民に向けて話ができる場を設けていただきたいと思いますし、そういう話をできる人たちが協力して市民の意識を変えていく必要があると思います。

ホームページに関しても、パソコンやスマホなどで見られる人は見ていると思いますが、村上市の人口の中でどれだけの方がホームページを見ているのかといつも考えています。現状ではなかなか身近なものにはなっていないと感じますが、これから少しでも働きかけて、スマホの使い方を勉強しながらホームページを見ていくとか、色々なところで情報を出していき取り組んでいくうちに市民の皆さんの関心も高まると思います。

計画を策定しただけでは意味がありませんので、市民に関心を持ってもらうための手だてを考えて情報交換しながら、取り組んでいかなければいけないと思います。

委員： 川の方も温暖化の影響を今年ほど受けた年はないです。我々人間は地球温暖化の気温上昇を肌で感じることはあまりないと思います。一方で一番敏感に反応するのが生き物だと思います。村上市でいえば、鮭がそのバロメーターになると考えていますが、いよいよその時が来たかと感じるほど、今年は歴史上初めてといえるような不漁が続いています。去年水害の中でも鮭はたくましく帰ってきて、目標の800万粒は取れました。ところが今年はまだ150万粒です。

学者の方によると今年の海水温は場所によっては去年より6℃違ったそうです。たかが6℃程度だと人間は思いますが、海の生き物からすれば1℃の違いが人の気温の何倍にも相当します。つまり地球温暖化は、中々実感はできませんが非常に身近な問題となりつつあります。我々市民一人一人が何とかしなければという意識の中でないと、とてもこの問題はクリアできないと思います。

自分たちにできることとして、近くの小学校に行って環境教育で鮭の話をしています。そういった活動の中で子供たちの意識に、やっぱり環境を守ることは大事なんだということを根付かせる必要があると思います。環境には森林やごみ問題など色々ありますが、子供の目線で話さないと伝わりません。そして子供が動くと親が動きます。それを頼りに、地味な活動ではありますが続けていきたいと考えています。

委員： 先週COP28国際会議が終わり、化石燃料を減らしていこうという方向になったと聞いていますが、国際会議の結果が、村上市の方の脱炭素計画で今後変わる可能性があるのか教えてください。

事務局： 今回、案をお示しした村上市脱炭素計画は、政府の温暖化実行計画に基づいた形で、温室効果ガス排出量を、2030年度2013年度比46%削減、2050年度実質ゼロを目標として挙げております。今現在COP28の結果によりまして国が目標を変更するという情報は来ておりませんので、今のところはこの目標で国も進めていくと理解しております。

委員： 国の方針で、これからは間伐ではなく主伐を中心にするよう言われていますが、主伐を進めることで、逆に二酸化炭素を吸収する木が少なくなると、再造林したとしても、何十年もかからなければ大きくなれない、成長しないと吸収しないのではないかと懸念しています。再造林については、現状の新潟県の造林率が15%と木を切ってもそこに再造林することは稀な状態です。

また別の問題として、切った木をどれだけ販売できるのか、切っても買ってもらえないのではないかとこのことを心配しております。

事務局： 委員のご指摘の通り、主伐だけを進めてしまうと当然木がなくなるため、同時に再造林しなければ二酸化炭素吸収量は減ってしまいます。一方で、現在国の花粉症対策として実施が検討されている主伐が対象の補助事業は、主伐後に再造林することが補助条件になると聞いており、農林水産課の方でもそのように各事業体の方にご説明していると認識しています。

主伐後の木材が売れなければどうしようもないというご懸念も、委員のおっしゃる通りだと思います。先般、森林資源循環ネットワーク構築のための検討会を立ち上げましたが、その検討会の検討事項の一つとしてA材、B材の販路確保があり、今現在色々なところにあって販路の候補を検討させていただいている状況です。検討会における正式な回答や意見交換のまとめなどはまだ行っておりませんが、委員の所属する団体も検討会に入らせていただいておりますので、検討会の場でまた意見交換させていただきたいと思っております。

委員： 委員の皆さんからも意見を聞きたいのですが、セイタカアワダチソウについて、山北では特に国道や耕作放棄地などで、非常に増えています。全てを駆除することはなかなかできないとは思いますが、何か歯止めを効かせることはできないのでしょうか。何か対策がとれるのかわからないのですが、考えていかなければならない問題だと思っています。

委員： セイタカアワダチソウは鎌等で切らずに根元から引き抜くことで駆除できます。また、セイタカアワダチソウの生態として、繁殖しすぎた場合は自分で自分のことを殺すという習性があり、限界まで繁殖すると消えてまた移動します。これだけ繁殖が進んでいる現状では、消えるのを待つというのが基本的な対応となると思いますが、繁殖して欲しくない場所に生え始めた場合はその場所だけ根元から駆除すれば、繁殖が抑えられると思います。

事務局： アメリカネナシカズラという外来種が海岸部に繁殖しておりますが、今日もご出席いただいているいわふね自然愛好会のみなさまからご指導いただきまして、海岸清掃するときと一緒に抜いていただきけるようチラシやホームページを作り、美化活動を行っていただく方に協力をお願いしているところです。セイタカアワダチソウに関しても、抜く必要がある箇所に関しては、何かと兼ねて引き抜いてもらうなど、関係機関の方にお知恵や指導をいただきながら対応していきたいと考えております。

6 その他

(特になし)

7 閉会 (午後0時00分)

会長： 予定された日程は全て終了しました。議事のスムーズな進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

最後に副会長から閉会のあいさつをお願いいたします。

副会長： 慎重審議をいただき本当にありがとうございました。以上をもちまして会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。